

議第 72 号

## 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市馬瀬体育館を譲渡するため、当該条例の一部を改正するもの。

# 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例

下呂市体育施設条例（平成16年下呂市条例第167号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
施設の名称	位置	施設の名称	位置
下呂市萩原南部体育広場の項～下呂市馬瀬憩いの広場の項（略）		下呂市萩原南部体育広場の項～下呂市馬瀬憩いの広場の項（略）	
下呂市馬瀬グラウンドの項（略）		下呂市馬瀬体育館	下呂市馬瀬中 切1852番地
		下呂市馬瀬グラウンドの項（略）	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
施設の名 称	使用時間	施設の名 称	使用時間
下呂市萩原南部体育広場の項～下呂市馬瀬憩いの広場の項（略）		下呂市萩原南部体育広場の項～下呂市馬瀬憩いの広場の項（略）	
下呂市馬瀬体育館	午前8時30分から午後9時 30分まで	下呂市馬瀬体育館	午前8時30分から午後9時 30分まで
下呂市馬瀬グラウンドの項（略）		下呂市馬瀬グラウンドの項（略）	
別表第3（第9条関係）		別表第3（第9条関係）	
1 基本使用料		1 基本使用料	
○萩原体育館施設等の表～○馬瀬憩いの広場の表（略）		○萩原体育館施設等の表～○馬瀬憩いの広場の表（略）	
		○馬瀬体育館	
区分	施設使用料（1時間）		照明使用料
	市外在住者	市内在住者	照明料
施設名	200円	150円	60分 200円
競技場	200円	150円	60分 200円

改正後	改正前
○馬瀬グラウンドの表 (略) 2 (略)	○馬瀬グラウンドの表 (略) 2 (略)

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

【参考資料】

## 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

下呂市馬瀬体育館を譲渡するため、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 別表中、「下呂市馬瀬体育館」に関する規定を削ります。

(別表第1、別表第2、別表第3関係)

(2) この条例は、令和6年1月1日から施行します。

(附則関係)